

令和7年度狂犬病予防集合注射のお知らせ



集合注射日程表

実施日	時 間	会 場
4/15 (火)	9:30 ~ 9:50	郡家保健センター
	10:10 ~ 10:30	八頭町役場本庁舎
	10:40 ~ 10:50	国中改善センター
	11:00 ~ 11:10	J R河原駅前
4/17 (木)	9:30 ~ 9:50	八頭町役場船岡庁舎
	10:10 ~ 10:20	大江地区公民館
	10:40 ~ 10:50	若桜鉄道隼駅前
	11:10 ~ 11:20	西谷生活改善センター
4/18 (金)	9:30 ~ 9:40	上私都地区福祉施設
	10:00 ~ 10:10	中私都改善センター
	10:30 ~ 10:50	下私都改善センター
	11:10 ~ 11:20	大御門体育センター
4/22 (火)	9:30 ~ 9:40	安部地区福祉施設 (旧安部地区公民館)
	9:50 ~ 10:10	八東地区公民館
	10:20 ~ 10:40	八東保健センター
	10:50 ~ 11:10	八頭町役場八東庁舎

次の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。

本町に登録されている飼い主の方は、事前にご送付する案内通知と手数料を持参のうえ、お近くの会場で接種を受けてください。新しく飼い犬を登録し、注射を受ける場合も同様です。

※天候により中止する場合は、防災行政無線や町ホームページでお知らせします。

※生後 91 日以上の子犬は、生涯 1 回の登録と毎年の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

手数料

○登録済の犬

3,300 円 (注射料 + 注射済票交付手数料)

○新規登録の犬

6,300 円 (登録料 + 注射料 + 注射済票交付手数料)



■動物病院で接種する場合

県内東部の指定動物病院では、予防注射とあわせて犬の登録や注射済票の交付が可能です。

※動物病院で鑑札や注射済票の交付を受けた場合、役場での手続きは不要です。

■飼い犬が死亡した場合など

飼い犬が死亡したり、飼い主の住所・氏名が変更になった場合は、役場へ届け出をお願いします。

■注意事項

- ・犬が興奮して暴れることがあります。首輪や口輪をつけ、犬をしっかり押さえることができる飼い主が連れてきてください。
- ・会場での犬による事故は、当事者同士で対応してください。
- ・ふん等の始末は飼い主が行ってください。
- ・妊娠中や授乳中、発情中、病気や体調不良、高齢、1 か月以内に他のワクチンを接種した犬は会場での注射ができません。かかりつけの動物病院にご相談ください。
- ・まれに注射の影響で最悪、死に至る痛みやショック症状を起こす場合があります。集合注射では応急処置しかできないため、即時対応ができる環境を希望する場合は、動物病院での接種をおすすめします。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

まちづくり委員会だより

笑いの力で心も元気に！仲良し会開催

3月13日（木）、安部地区まちづくり委員会主催の「仲良し会」が開催されました。

まずは百歳体操で体をほぐしたあと、7代目桂小文吾さんによる落語講演会がスタート。桂さんは初めて落語を聞く人でも楽しめるよう、合間にわかりやすい解説を交えながら、登場人物をユーモラスに演じました。その巧みな話術に、会場は笑いに包まれました。

落語のあとは、今年のお正月に練習して取得したという傘回しを披露。毬や升を華麗に回す技には歓声が上がりました。

桂さんは「皆さんがしっかりと話を聞いてくれて、楽しい時間を過ごせた。これからも機会があれば八頭町の皆さんに落語の魅力を届けたい」と語り、参加者からは「懐かしい話を若い落語家さんがしてくれてうれしかった。たくさん笑って楽しかった」と喜びの声が上がりました。

落語会のあとは食事が開かれ、桂さんを囲んで和やかな交流が行われました。笑いと言わさきに満ちた、心もほぐれるひとときとなりました。



桂さんの落語に聴き入る参加者



華麗な傘回しに拍手が沸き起こります

特別児童扶養手当などの手当額が引き上げられます

特別児童扶養手当などの手当額は、毎年の全国消費者物価指数（CPI）の変動に応じて見直されます。2024年のCPIが前年比2.7%上昇したことを受け、令和7年4月から手当額が引き上げとなります。

種 別		支給月額 (令和7年4月～)
特別児童扶養手当	1級	56,800円
	2級	37,830円
障害児福祉手当		16,100円
特別障害者手当		29,590円
経過福祉手当		16,100円



問い合わせ

福祉課 障がい福祉係
☎72-3590

児童扶養手当の手当額が引き上げられます

特別児童扶養手当などの手当額は、毎年の全国消費者物価指数（CPI）の変動に応じて見直されます。2024年のCPIが前年比2.7%上昇したことを受け、令和7年4月から手当額が引き上げとなります。

種 別	支給月額 (令和7年4月～)
<本体額>	
全部支給	46,690円
一部支給	46,680円～11,010円
<第2子以降加算額>	
全部支給	11,030円
一部支給	11,020円～5,520円

児童扶養手当とは、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

手当を受給するためには申請が必要です。手続きについては、福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 母子父子支援係
☎72-3583